

横浜市立みなと赤十字病院治験審査委員会標準業務手順書 変更対比表

変更箇所	変更前	変更後	変更理由
表紙	改正日：令和2年4月1日	改正日：令和8年5月20日	記載更新
P.3 (治験審査委員会の設置及び構成) 第3条	<p>治験審査委員会は、次に掲げる委員をもって男女両性で構成する。なお、病院長は治験審査委員会の委員にはなれないものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 事務職員 <u>2名</u> (医学・歯学・薬学等の自然科学以外の領域に属する者)</p>	<p>治験審査委員会は、次に掲げる委員をもって男女両性で構成する。なお、病院長は治験審査委員会の委員にはなれないものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 事務職員 <u>3名</u> (医学・歯学・薬学等の自然科学以外の領域に属する者)</p>	治験審査委員の構成 人数変更のため
附則		<p>附則</p> <p>この手順書は、令和8年5月20日から施行する。</p>	追記